

## 学術刊行物等に関する申し合わせ

- 「スポーツ教育学研究」投稿規定 2 に定める学術刊行物等については、本申し合わせの定めるところによる。  
 補足：投稿規定 2 の改正案：本誌に投稿できる原稿の内容は、投稿時点で別に定める学術刊行物等に投稿されていない未発表のものに限る。
- 学術刊行物等については、別表のように定義する。
- 本申し合わせにかかわり、確認が必要と思われることが生じた場合には、編集委員会と著者との間で協議をするものとする。

(別表)

		定義	方針
1	学術刊行物	他の学術団体が発行している学会誌や学術書のこと	①投稿条件について 1. 他の学術刊行物（機関リポジトリ等を通じて Web 公開されるものを含む）に投稿し、審査を受けている論文並びに主要な図表等、及び他の学術刊行物に発表した論文並びに主要な図表等を、本学会誌に投稿することはできない。 2. 本学会誌に「投稿中で審査を受けている」、及び「掲載可」を受けた論文並びに主要な図表等を他の学術刊行物に投稿及び発表することはできない。 3. 本学会誌に投稿した論文が「掲載不可」とされた場合には、他の学術刊行物への投稿・発表は可能である。 ②重複投稿（投稿不可）について 1. 投稿時点はもとより、審査を受けている途中で、他の学術刊行物に投稿した場合には、重複投稿と見なす。
2	一般刊行物	一般に販売されている商業誌や著書のこと	①投稿条件について 1. 一般刊行物に発表または入稿をしている論文並びに主要な図表等を、本学会誌に投稿することはできない。 2. 本学会誌に「投稿中で審査を受けている」論文並びに主要な図表等を、一般刊行物に発表ないし入稿することはできない。 ②重複投稿（投稿不可）について 1. 本学会誌に投稿時点はもとより、審査を受けている途中で、一般刊行物に発表・入稿した場合には、重複投稿と見なす。 ③「掲載可」の場合の引用について 1. 本学会誌に投稿した論文が「掲載可」と判断された場合には、一般刊行物への発表・入稿は可能である。その際には、本学会誌を引用参考文献として明記する。

3	学術関連文書	卒業論文・修士論文・博士論文のこと	<p>①投稿条件について</p> <p>1. 卒業論文・修士論文・博士論文（以下、学位論文）並びに学位論文の主要な図表等は、本「学術刊行物等に関する申し合わせ」の「1. 学術刊行物」、「2. 一般刊行物」に発表や入稿をしていない場合、本学会誌への投稿は可能である。</p> <p>2. 本学会誌に投稿し、審査中の論文並びに主要な図表等を学位論文の内容として掲載することは可能である。</p> <p>②重複投稿（投稿不可）について</p> <p>1. 機関リポジトリ等を通じて Web サイト上に学位論文並びに学位論文の主要な図表等を公開している場合（概要や抄録を除く）、本学会誌への投稿はできない。</p>
4	学術報告書	科学研究費・各種財団の補助金・文部科学省の委託研究における研究費等を利用して作成した報告書のこと	<p>①投稿条件について</p> <p>1. 学術報告書に発表または入稿をしている報告並びに主要な図表等で、本「学術刊行物等に関する申し合わせ」の「1. 学術刊行物」、「2. 一般刊行物」に発表や入稿をしていない場合、本学会誌への投稿は可能である。</p> <p>②重複投稿（投稿不可）について</p> <p>1. Web サイト上に研究の報告並びに主要な図表等を公開している場合（概要や抄録を除く）、本学会誌への投稿はできない。</p>
5	個人及び団体の Web サイト	個人や特定の団体が開設しているサイトのこと。ブログ等も含む	<p>①投稿条件について、②重複投稿（投稿不可）について、③「掲載可」の場合の引用について、「2. 一般刊行物」と同様の扱いとする。</p>

#### 備考

- (1) 印刷媒体もしくは電子媒体で既に出版された論文と実質的にほとんど重複する論文を出版することはできない。（「責任ある研究行為ダイジェスト」、重複出版の禁止，一般財団法人公正研究推進協会 (ARPN)）
- (2) 出版された論文とは、機関リポジトリ等を通じて Web 公開される（公開された）ものを含む。
- (3) ここでいう論文には、概要や抄録は含まない。
- (4) 本申し合わせは、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日より施行する。